

平成14年 6 月25日

株 主 各 位

東京都江東区南砂二丁目36番11号  
川鉄情報システム株式会社  
取締役社長 富 島 正

## 第19回定時株主総会決議ご通知

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本日開催の当社第19回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

**報告事項** 第19期（平成13年4月1日から平成14年3月31日まで）営業報告書、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

**決議事項**

**第1号議案** 第19期利益処分案承認の件

本件は、原案どおり承認可決され、利益配当金は1株につき2,600円と決定いたしました。

## 第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

変 更 前	変 更 後
(額面株式1株の金額) 第6条 当会社が発行する額面株式1株の金額は、50,000円とする。	<削除>
(端株券の不発行) 第7条 当会社は、端株券を発行しない。	<削除>
(基準日) 第8条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む、以下同じ)に記載された議決権を有する株主(実質株主を含む、以下同じ)をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。	(基準日) 第6条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む、以下同じ)に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む、以下同じ)をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。 <変更前第8条より移設し変更>
② (条文省略)	② <同上②より移設>
(名義書換代理人) 第9条 (条文省略)	(名義書換代理人) 第7条 <変更前第9条より移設>
② (条文省略)	② <同上②より移設>
③ 当会社の株主名簿および端株原簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿の記載、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、端株の買取り、届出の受理その他株式および端株に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。	③ 当会社の株主名簿および端株原簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿の記載または記録、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、端株の買取り、届出の受理その他株式および端株に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。<同上③より移設し変更>

変 更 前	変 更 後
<p>(株式取扱規則)  第10条 当会社の株券の種類および株式の名義書換、端株原簿の記載、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、端株の買取り、届出の受理その他株式および端株に関する取扱いならびに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則)  第8条 当会社の株券の種類および株式の名義書換、端株原簿の記載または記録、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、端株の買取り、届出の受理その他株式および端株に関する取扱いならびに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。  &lt;変更前第10条より移設し変更&gt;</p>
<p>(端株主の権利)  第11条 <u>端株主は、利益配当金および中間配当金を受ける権利ならびに新株、転換社債および新株引受権付社債を引き受ける権利を有する。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>第3章 株主総会</p>	<p>第3章 株主総会</p>
<p>第12条～第14条 (条文省略)</p>	<p>第9条～第11条&lt;変更前第12条～第14条より移設&gt;</p>
<p>(議決権の代理行使)  第15条 (条文省略)  ② 代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使)  第12条 &lt;変更前第15条より移設&gt;  ② <u>株主</u>または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。&lt;同上②より移設し変更&gt;</p>
<p>第16条～第17条 (条文省略)</p>	<p>第13条～第14条&lt;変更前第16条～第17条より移設&gt;</p>
<p>(取締役の選任方法)  第18条 (条文省略)  ② <u>取締役の選任決議は、議決権ある株式総数の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p>	<p>(取締役の選任方法)  第15条 &lt;変更前第18条より移設&gt;  ② <u>取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。&lt;同上②より移設し変更&gt;</u></p>

変 更 前	変 更 後
<p>③ (条文省略) 第19条～第27条 (条文省略)</p> <p>(監査役の選任方法) 第28条 (条文省略)</p> <p>② 監査役の選任決議は、議決権ある株式総数の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>第29条～第36条 (条文省略)</p> <p>(利益配当金) 第37条 当会社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載された株主または登録質権者ならびに端株原簿に記載された端株主に支払う。</p> <p>(中間配当) 第38条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主または登録質権者ならびに端株原簿に記載された端株主に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(転換社債の転換時期と配当金) 第39条 当会社が発行する転換社債の転換により発行された株式および端株に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。</p> <p>(配当金の除斥期間) 第40条 (条文省略)</p>	<p>③ &lt;同上③より移設&gt; 第16条～第24条&lt;変更前第19条～第27条より移設&gt;</p> <p>(監査役の選任方法) 第25条 &lt;変更前第28条より移設&gt;</p> <p>② 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。&lt;同上②より移設し変更&gt;</p> <p>第26条～第33条&lt;変更前第29条～第36条より移設&gt;</p> <p>(利益配当金) 第34条 当会社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者ならびに端株原簿に記載または記録された端株主に支払う。&lt;変更前第37条より移設し変更&gt;</p> <p>(中間配当) 第35条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者ならびに端株原簿に記載または記録された端株主に対し、中間配当を行うことができる。&lt;変更前第38条より移設し変更&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>(配当金の除斥期間) 第36条 &lt;変更前第40条より移設&gt;</p>

### 第3号議案 取締役5名選任の件

本件は、原案どおり取締役に富島 正、坂倉 彰一、船谷幹夫の各氏が再選され、稲井直樹、浅野有一郎の両氏が新たに選任され、それぞれ就任いたしました。

### 第4号議案 監査役1名選任の件

本件は、原案どおり監査役に池田 博氏が選任され、就任いたしました。

以 上

なお、本総会終了後の取締役会の決議により、次のとおり代表取締役および役付取締役が選任されそれぞれ就任いたしました。

取締役社長(代表)	富 島 正
専務取締役	坂 倉 彰 一
常務取締役	三 浦 克 己

また、本総会終了後の監査役の互選により、常勤監査役に池田 博氏が選任され、就任いたしました。

---

## 配当金のお支払いについて

第19期利益配当金は、同封ご送付申しあげました「郵便振替支払通知書」によってお支払いいたしますので、最寄りの郵便局で払渡しの期間中（平成14年6月26日～平成14年7月31日）にお受取りください。

なお、銀行口座振込ご指定の方には、「配当金計算書」および「お振込先について」を同封いたしましたので、ご確認ください。

